

特集論文：貧困問題

女性の貧困

—日本の現状と課題—

大塩 まゆみ

龍谷大学社会学部教授

● 要約 ●

本稿では、各種統計調査を活用して、日本における女性の貧困の現状を明らかにする。また、統計調査や資料の分析から女性の貧困の原因と課題を追究し、予防について考察する。

女性の貧困は、戦前から続いており、現在では、特に離別母子家庭や単身高齢女性の貧困が深刻である。しかし、夫婦世帯であっても、女性は男性よりも収入が低く、貧困率が高い。全年齢層で女性の貧困率は男性よりも高い。その理由は、男女役割分業の慣習が根強いことにある。専業主婦となった女性が、夫と生計を共にしなくなった場合には、収入が低下する。また実際に子どもを育てながら働くには厳しい環境がある。保育所や家族政策が不十分であり、社会保障や税制も男性片働き世帯中心の制度になっている。また、離別母子家庭のための児童扶養手当が引き締められ、生活保護受給女性も多くなっている。したがって、今後の課題として、社会保障・税制の改革と意識変革が必要である。

● Key words : 女性, 貧困, 収入, 社会保障, 税制

人間福祉学研究, 10 (1) : 37-51, 2017

I はじめに

戦後、日本は経済成長を遂げ、「経済大国」「豊かな国」になったといわれていた。そのような「飽食の時代」の1987年に、札幌の母子家庭の母親が3人の子を残して餓死した事件は、社会を驚愕させた¹⁾。戦前や終戦直後では、母子家庭の貧困が深刻で、母子心中や子女の身売りもあった。

しかし、1961年には「児童扶養手当法」が、1964年には「母子福祉法」が制定され、母子家庭の貧困は解消されたと錯覚されていた。1973年は「福祉元年」といわれ、貧困のセイフティネットとなる社会保障制度が完備されたはずだった。ところが、1980年代には福祉見直しが進み、日本は、“未完の福祉国家”への道を歩んだ。

1981年に「母子福祉法」が「母子及び寡婦福祉法」に改正されたのは、母子家庭だけではなく、その後寡婦になった女性にも支援を拡大しなくてはならない現実があったからである²⁾。しかし、支援しなければならないのは、母子家庭の母親の老後だけではなかった（関、1988）。

1990年代には、老夫婦の心中や変死、孤独死事件が続出した³⁾。2人以上の孤独死も続発した⁴⁾。生活苦に追い詰められた結果の死であったことは、遺品が語っていた。

1985年に男女雇用機会均等法が制定され、男女対等に働ける仕組みができるはずだった。同年に国民年金法が改正されて基礎年金制度ができた。この年金改革でできた第3号被保険者は、保険料を払っていない主婦が夫と離別すると無年金

になるので、それを救済する主婦優遇策であった。その当時、無年金や低年金の女性は多く、すでに高齢女性の貧困が各種統計調査に表れていた。さらに高齢期のみならず全年齢層の女性の経済力が低く、貧困化のリスクが存在していた（大塩、1990a；2000a）。

「女性の貧困問題は、当たり前のように存在してきた」（岩永、2015：1）といわれる。しかし、女性の貧困は、社会一般では認識されにくい。女性特有の収入（性風俗業等）や目を覆いたくなるようなむごい生活実態・生活歴があり（鈴木、2014等）、可視化されにくい。そのせいか、女性の貧困は、目をそむけられ、見過ごされてきた。また見ようとしても、関心をもつきっかけがなければ直視されない。みるための切り口や視角がなければ、正しく理解されない。

最近では、2014年1月に、NHKのTV番組で女性の貧困が取り上げられた（NHK「女性の貧困」取材班、2014：3）⁵⁾。また2011年には、国立社会保障・人口問題研究所の阿部彩氏が、女性の相対的貧困率を分析し（阿部、2011）、新聞でも報道された⁶⁾。このようなマスメディアでの報道が、どれくらい人々の関心をつかみ世論形成につながったのだろうか。

貧困の定義や基準は一律ではなく、様々な見方や尺度・指標があり、時代と国によって変わる。肉体的・生理的生存を維持することを基準とする「絶対的貧困」だけではなく、その時代・その社会の標準的な生活水準・生活様式等を視野に入れ貧困生活を考える「相対的貧困」の概念も発達した。その際に使われるのが「相対的貧困率」である。厚生労働省では、「相対的貧困率」を「一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合」としており、一定基準である貧困線を「等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除きたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額」（厚生労働省、2016a：7）としている⁷⁾。

これは、「相対的貧困」を貨幣的指標で表現している。しかし、貧困がもたらす不利益は、金銭や経済面だけではないという観点から「物質的剥奪」や「社会的排除」等の分析も行われている。これまでに多くの研究者が、貧困をテーマに研究してきた。

国民の大多数が給与所得で生活している資本主義社会の日本では、家計収入を得る稼働力が、生活水準や健康・発達・教育・社会活動・社会関係等にもつながる。低収入が不利な生活をもたらす、悪循環し世代間連鎖する。その結果、格差が拡大し、健康格差、教育格差、老後格差等が生じている。男女格差のみならず、“女女格差”もある（橘木、2008）。

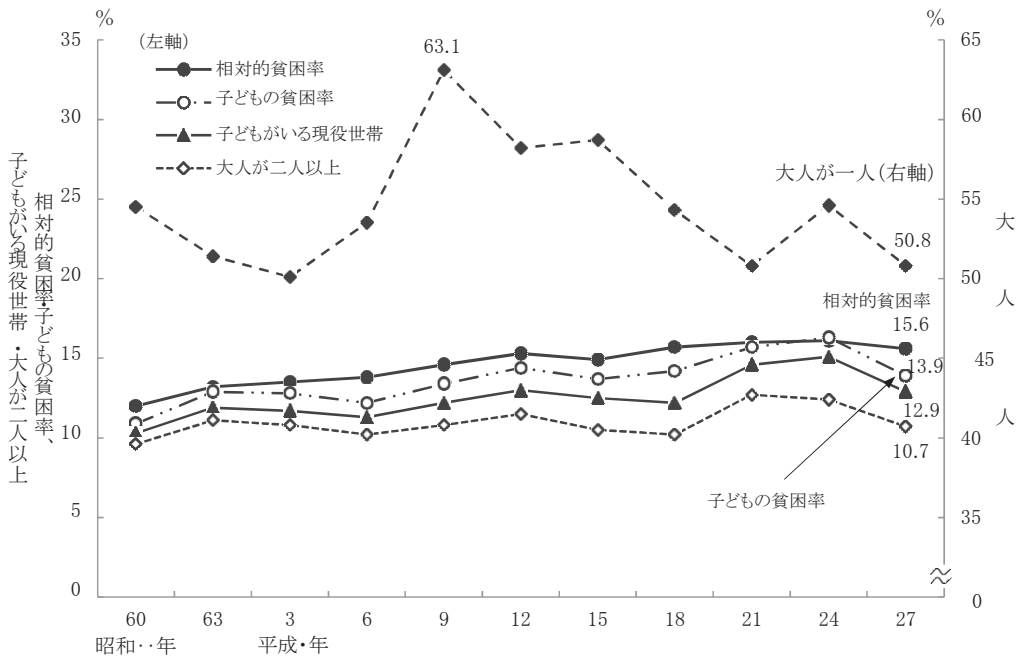
そこで今改めて、女性の貧困の実態を再確認し、課題を明らかにすることが本稿の目的である。女性の貧困の現状を各種統計調査から確かめ、どのような要素が女性を貧困化させるのかを追究し、女性が貧困化しないための課題を明らかにし、予防について考える。

II 女性の相対的貧困の実態

(1) 「国民生活基礎調査」による相対的貧困率

図1は、厚生労働省「国民生活基礎調査」による日本の相対的貧困率の推移である。2015（平成27）年の貧困線（熊本県を除く）は122万円であり、相対的貧困率は15.6%である。一時期高かった子どもの貧困率は少し低下しているものの、大人が一人の子どもがいる現役世帯の貧困率は、50.8%と過半数である。この世帯の多くは母子世帯である⁸⁾。

1世帯当たりの平均所得金額は、全世帯の総所得が545.8万円、児童のいる世帯は707.8万円であるが、母子世帯では270.3万円と全世帯の約半分、児童のいる世帯の約4割でしかない。この総所得は、社会保障給付金（公的年金・恩給7.6万円、年金以外の社会保障給付42.6万円）を含んでいる。母親の稼働所得だけでは213.8万円で、



- 注：1) 平成6年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2) 平成27年の数値は、熊本県を除いたものである。
 3) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
 4) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
 5) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

図1 貧困率の年次推移

出所：厚生労働省(2016)「平成28年 国民生活基礎調査の概況」
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa16/dl/03.pdf> (2017/8/16)。

児童のいる世帯の約3割でしかない。財産所得も0.5万円しかない。

もう一つの貧困層が高齢者世帯で、総所得が308.4万円で、うち年金・恩給が201.6万円と65.4%を占める。また、財産所得は22.9万円で、全世帯の18.4万円より多いが、稼得所得は65.0万円(21.1%)と少ない。

この調査結果でも母子世帯と高齢者世帯の貧困が明らかである。しかし、このデータは、男女別に分類されていないので、高齢者の性別による貧困や高齢者以外の年齢層についての男女別の実態がわからない。

(2) 「高齢男女の自立した生活に関する調査結果」から

そこで、他の調査結果を活用する。やや古いですが、内閣府男女共同参画局「高齢男女の自立した生活に関する調査結果」(平成20年)から男女別の生計の実態をみる。この調査対象は55～74歳と限定的で、その中でも年齢層を2段階に分けている。

まず、一人当たり年間収入の平均額をみると、65～74歳の女性単身世帯は193.66万円で、同男性単身世帯278.74万円より85.08万円低く、男性の69.5%である。55～64歳であっても、女性は264.95万円で、同男性の291.07万円に比べ低い(91.0%)。

表1 性別・婚姻状況別低収入の比率

単位：%

		60万円未満	120万円未満	180万円未満	自分名義収入無	わからない
女性 単身	全体	5.3	23.7	51.0	5.3	3.9
	未婚	1.9	18.6	50.1	9.3	5.6
	離別	12.5	32.5	50.0	6.3	5.0
	死別	3.0	21.1	51.8	2.4	3.0
夫婦世帯	女性	17.8	51.0	62.1	12.8	7.7
男性 単身	全体	6.6	17.3	33.4	0.1	3.3
	未婚	11.6	23.2	39.5	7.3	3.5
	離別	2.7	18.9	41.9	8.1	5.4
	死別	2.8	8.4	16.9	14.1	1.4
夫婦世帯	男性	1.1	6.3	14.7	0.7	9.1

注) 紙面の都合で重要な部分のみを抜き出したので合計を入れていない。

出所：内閣府男女共同参画局（2008）「高齢男女の自立した生活に関する調査結果」をもとに筆者作成。

65～74歳の夫婦世帯については、一人当たり年間収入の平均額は275.90万円で、同年代の男性単身世帯よりも2.8万円低い。55～64歳では368.83万円で単身男性よりも77.8万円多い。65歳以降の夫婦世帯の収入が低いのは、妻の年金が低いからであると考えられる。

そこで、65～74歳の平均額は、55～64歳時に比べてどれくらい減るかを計算した。女性単身世帯では65～74歳の平均額が、55～64歳の73.1%である。夫婦世帯では、74.8%になる。それに対して、65～74歳の男性単身世帯平均額は、55～64歳の95.8%で、あまり減っていない。単身女性や夫婦世帯の収入は65歳以降に低くなるが、単身男性は、その差が少ないことから女性の年金が低いという実態が推測される。

次に、男女別に本人自身の年間収入が180万円未満の人の比率をみると、女性単身世帯では51.0%と過半数である（表1参照）。単身女性の過半数が月収約15万円で暮らしている。夫婦世帯の女性では、180万円未満が62.1%で、単身女性世帯より低い人が多い。年収120万円未満では単身女性が23.7%であるが、夫婦世帯の女性は51%でやはり多い。さらに、夫婦世帯では、「自

分名義での収入がない」という女性が12.8%あり、「わからない」を含めると約2割になる（単身世帯女性では9.2%）。つまり夫婦世帯の女性は、自分自身の収入が単身女性よりも低い人が多い。一方、夫婦世帯の男性では、本人自身の年間収入が180万円未満の人は14.7%しかなく、大半が180万円以上で「自分名義での収入がない」という男性はごくわずか（0.7%）しかない（表1参照）。つまり、夫婦世帯の収入は、家事労働をしている妻に分配されずに、ほとんど夫が所有しているということである。

以上からいえることは、夫婦世帯の女性は、夫に扶養されている限り、生計が維持されるが、自分自身の収入が低く、離死別により単身になると家計が悪化するということである。

それを明らかにするために、女性単身世帯の年収を婚姻状況別にみる。すると、年収60万円未満の女性が、単身全体では5.3%である。うち未婚は1.9%、離別女性12.5%、死別3.0%で、離別が最も多い。120万円未満では、順に18.6%、32.5%、21.1%と同様である。このように離死別女性では年収の低い人が多い。一方、単身男性については、本人自身の年間収入180万円未満は、

全体の33.4%である。特に死別男性では、離別男性・未婚男性に比べ180万円未満が半分以下で(16.9%)、180万円以上が8割以上であり、夫婦世帯の男性76.1%よりも多い。男性は、妻に先立たれても貧困化しない。それどころか、妻がいる男性よりも経済的に余裕がある。

本人自身の収入は、これまでの就労経歴により異なる。単身男性全体では71.5%が正規雇用で働いており、単身女性全体の45.4%より多い。さらに単身世帯の正規雇用率を婚姻状況別にみると、男性では、未婚男性が65.1%、離婚男性は70.3%、死別男性は77.5%で、死別が最も正規雇用率が高い。その結果、収入も高い。単身女性の正規雇用率は、その逆で、未婚者が68.5%でもっと多く、離別者は43.8%、死別が39.2%である。

単身女性世帯では45.4%が主に正規雇用で働いてきたが、夫婦世帯の女性の正規雇用は28.5%で、「仕事をしていない期間が最も長い」「就業経験はない」の両者で27.2%になる(単身女性世帯では15.4%)。この年齢層の夫婦世帯の女性の収入が低いのは、前述したように、夫婦世帯の収入が65歳以降に低くなることと考え合わせると、女性の年金額が低いからだと考えられる。年金額は、就労期間と給与額によるが、夫婦世帯の女性は就労経験が少ない。その結果、夫婦世帯の女性は夫と離死別して単身になると生活が厳しくなる。

まとめると、この調査の対象となっている年齢(55～74歳)では、社会全体で働く既婚女性が少なかった時代であったことを反映して、女性は全般的に男性よりも収入が低い。収入のある男性に扶養されている限りは、女性自身の収入がなくても生計は成り立つ。しかし、夫の被扶養家族となっていた女性が夫と離死別して単身世帯になった場合に、収入が激減する。特に、家計が厳しいのは、離別女性である。死別女性では、夫が正規雇用で勤続していれば遺族年金を受給でき財産相続もされるので、離別女性ほど深刻ではない⁹⁾。

(3) 女性は男性よりも相対的に貧困

次に、やや年代が古い⁸⁾が、厚生労働省より許可を得て1995年から2007年までの「国民生活基礎調査」の個票を使った分析を行った国立社会保障・人口問題研究所国際関係部第2室長であった阿部彩氏による「日本の貧困の動向と社会経済階層による健康格差の状況」(内閣府男女共同参画局(2010)「生活困難を抱える男女に関する検討会報告書—就業構造基本調査・国民生活基礎調査特別集計—」)の付表を活用して女性の貧困の実態を検討する。この調査では、(2)の調査では対象となっていなかった75歳以上の高齢者や55歳以下についても確認できる。

この付表および分析結果では、2007年の年齢別・性別にみた相対的貧困率は、どの年齢層であっても女性のほうが高い。0～19歳では、男性13.88%、女性14.95%、20～64歳では、男性12.70%、女性14.04%、65歳以上では、男性18.40%、女性24.81%。特に高いのが、高齢女性である。長寿化により長生きする高齢女性は、一人暮らしも多く、苦しい生活を送っている人が多い。

次に、配偶者関係別性別年齢階層別の貧困率をみる。それによると、65歳以上の年齢層では、有配偶者の貧困率は、男性16.58%、女性17.54%で女性が高い。未婚では、男性40.00%、女性47.43%、離別では、男性39.63%、女性43.98%で、死別では、男性24.63%、女性30.26%で、どのカテゴリーでも女性の貧困率が高く、特に未婚、離別で高く、有配偶ではやや低い。ただし死別は、離別ほど貧困率が高くない。おそらく、これは夫の遺族年金を受給できるためだと考えられる。

次に20～64歳の勤労世代でも、全般的に女性の貧困率のほうが高い。有配偶の男性では9.78%、女性は10.57%、未婚の男性は18.02%、女性が16.50%、離別は男性24.80%、女性38.88%、死別では男性が15.04%、女性が28.04%で、やはり全般的に女性の貧困率のほうが高い。かろうじ

て未婚の男性は未婚の女性よりも若干貧困率が上回るが、離別となると女性のほうがかなり高くなる。

次に、世帯構造別性別年齢階層別の貧困率をみる。どの年齢層でも女性の単独世帯の貧困率がかなり高い。65歳以上では特に高く、75歳以上に絞るとさらに高くなる。(女性54.38%、男性は40.09%)。単独世帯では、20～59歳の男性の貧困率は24.00%、女性31.97%である。60～64歳では、男性が33.54%、女性42.33%である。65歳以上の男性では38.31%、女性52.25%である。夫婦のみ世帯では、20～59歳の男性が8.99%、女性は10.57%。60～64歳では、男性が15.03%、女性が13.51%。65歳以上では、男性が18.06%、女性が19.19%であり、かろうじて60～64歳では、男性の貧困率が若干高いが、他の年代では女性のほうがどの年代層でも貧困率が高く、75歳以上でも女性が高い(女性25.66%、男性は23.56%)。

夫婦と未婚子世帯では、0～19歳についても、男性が10.06%、女性は10.37%で女性のほうがやや高い。20～59歳では、男性が10.03%、女性9.51%で、男性のほうが高い。60～64歳では、男性が11.11%、女性が12.94%。65歳以上では、男性16.95%、女性17.55%でやはり女性のほうが高い。75歳以上になるとさらに女性が高くなる(女性24.63%、男性21.51%)。

3世代世帯では、すべての年齢層で女性のほうが高いが、全般的に貧困率は高くない。0～19歳の男性が12.22%、女性が12.70%、20～59歳では、男性が8.21%、女性10.05%、60～64歳では、男性10.55%、女性12.55%、65歳以上では男性10.30%、女性10.79%、75歳以上では、男性9.31%、女性9.43%である。

極めつけはひとり親と未婚子世帯である。0～19歳の男性51.31%、女性57.34%で過半数が貧困である。20～59歳では、男性が25.08%、女性36.36%。60～64歳では、男性36.11%、女性31.63%、65歳以上では男性27.72%、女性31.29%、

75歳以上では、男性32.08%、女性34.09%で、すべて女性のほうが高い。

次に、どのような生活をしている人の貧困率が高いかを活動別性別年齢別にみる。すると最も高いのが、「主に家事で仕事あり」の15～19歳の女性の66.67%(同男性は、貧困率0である)と家事専門の50～54歳の男性66.67%(同女性は18.49)であった。要するに、家事専門の場合は、若い女性であっても男性であっても自らの収入を得られないので貧困率が高い(ただし男性は対象となった母数自体が少ない)。一方、「主に仕事」であっても男性の貧困率は、全年齢層平均15.01%であるが女性は19.89%で女性のほうが高い。これは、女性の賃金が低いことを表している。

次に雇用形態別の貧困率をみると、正規の職員・従業員は、男性6.04%、女性8.23%でやはり女性が高い。しかし、契約社員・嘱託は、男性8.20%、女性13.71%で、女性のほうがかなり高い。パート・アルバイトは、男性19.12%、女性15.59%で、派遣社員は、男性20.94%、女性13.20%で、この二つは珍しく男性のほうが高い。自営業者では、男性21.85%、女性26.90%で女性が高い¹⁰⁾。また、常用雇用である場合は、企業規模が小さいほど貧困率が高く、同規模でも女性のほうが高い。貧困率が低いのは、官公庁と5000人以上の企業の常用雇用男性である。貧困率が高いのは、所得を伴う仕事をしている者がいない世帯であり、20～60歳の男性では56.64%、女性では45.33%、65歳以上では、男性31.21%、女性44.28%である。

これらをまとめると、全年齢層で、女性は男性よりも貧困率が高い。特に高いのが、母子家庭、単身高齢女性、離別女性である。また、所得を伴う仕事をしていない人、または常用雇用をしていない人、家事専業者である。このように稼得収入がない女性は、貧困のリスクが高い。しかし、正規雇用であっても女性のほうが相対的貧困率は高く、契約・嘱託になるとさらに高くなる。

Ⅲ. 社会保障給付からみる女性の貧困

(1) 生活保護受給実態から

次に、生活保護受給の被保護者調査から、女性の貧困の実態を明らかにする。使用するデータは厚生労働省（2015）「平成27年度被保護者調査年次調査（個別調査）平成27年7月末現在 年度次2015年度」である。

2015年の生活保護受給者総数は212万7841人で、全人口の1.67%である。1955年の保護率は2.16%で、高度経済成長期には低下し続けたが、1996年から増加し、現在に至っている。被保護者のうち、男性は105万4209人、女性は107万3632人で、女性のほうが実数が多い。しかし、総人口も女性が多いので、保護率は、男性1.71%、女性1.64%でほんの少し男性のほうが高い。

年齢別で多いのは、65歳以上の高齢者で、男性は44万8369人（被保護者総数の21.1%）、女性51万9183人（同24.4%）で、女性のほうが多い。

中高年受給者の男女別の特徴としては、男性では、60～75歳までが最も多いが、女性では、65

歳以上が多く、特に、80歳以上が最多で17万2252人である（80歳以上の男性の受給者は7万2425人と同女性の約4割）。長寿である女性高齢者の生活保護受給者が多いことがわかる。

20～64歳については、男性が46万6624人（21.9%）、女性が42万1769人（19.8%）である。男性では、50歳代の受給者も60歳以上に次いで多いが、女性では、50歳代よりもむしろ40歳代が多い。おそらく、これは子育てと関係しており、母子加算・児童養育加算受給総数からも確認できる。母子加算受給総数は、男性では4900人で、最も多い年齢層は45～49歳である。女性では総数が11万423人で最多年齢層は、40～44歳である。

児童養育加算に関しては、男性の総数は、2万2062人（40～44歳が最多で、次が45～49歳）である。女性は総数が9万5279人（40～44歳が最多であるが、次が35～39歳で、男性よりも若い年齢層）である。女性の児童養育加算受給者が、男性の約4倍多く、母子加算も勘案すると、ひとり親家庭で生活保護を受給している世帯が女性に多いということがわかる。

ただし、図2のように、世帯類型別にみると、

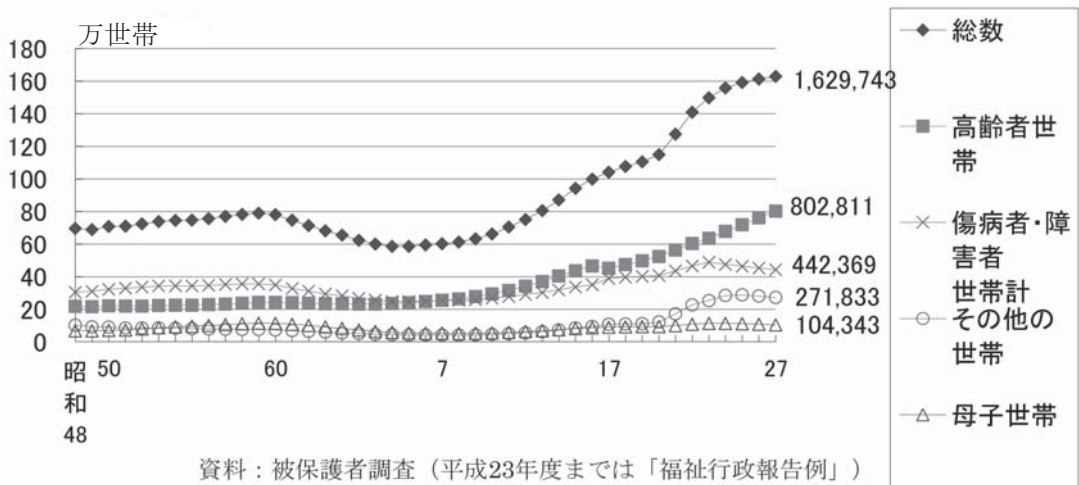


図2 生活保護被保護者世帯類型別推移

出所：厚生労働省（2015）「平成27年度被保護者調査年次調査（個別調査）平成27年7月末現在2015年度」
[https://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL02020101.do?method=extendTclass&refTarget=toukeihyo&listFormat=hierarchy&statCode=00450312&tstatCode=&tclass1=&tclass2=&tclass3=&tclass4=&tclass5=\(2017/8/14\)](https://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL02020101.do?method=extendTclass&refTarget=toukeihyo&listFormat=hierarchy&statCode=00450312&tstatCode=&tclass1=&tclass2=&tclass3=&tclass4=&tclass5=(2017/8/14))

母子世帯は、10万4343世帯であり6.4%に過ぎない。多いのは、高齢者世帯80万2811世帯(49.3%)であり、増加率も高い。

また、生活保護受給の理由について見ると、高齢者世帯では、最多の「貯金等の減少・喪失」の次に「世帯主の傷病」が多いが、母子世帯では、最多である「貯金等の減少・喪失」の次に多いのは、「働いていた者の離別等」となっている。このように、働いていた者と離別したことから生活保護を受給するようになったという理由をみても、母子世帯特有の貧困理由がわかる。つまり、世帯主であった男性と生計を共にしなくなると生活が苦しくなるということである。しかしながら、母子世帯では、受給期間10年未満が多く、自力で生計をたてるようになるが、高齢者世帯では10年以上が多く、高齢になると働いて収入を得ることが難しくなる。

(2) 児童扶養手当受給実態から

次に、厚生労働省(2017)「児童扶養手当受給者の状況」『平成27年度福祉行政報告例の概況』を主に活用して、児童扶養手当受給実態から母子家庭の貧困の現状をみる。児童扶養手当は、もともとは主として父と生計を同じくしていない生別母子家庭を対象としており、その多くは離別母子家庭であったが、2010年から父子家庭にも拡大された。

2017年5月時点では、受給者101万2993人の91.1%が母子家庭であり(92万3150人)、父子家庭は約5.6%の5万7317人である。児童扶養手当理由別受給者で多いのは、離別で母子家庭の約8割(80万6942人)になる。次が、未婚の母子家庭で約1割(10万808人)である。

受給には所得制限があり、2人世帯の場合、全部支給では収入ベースの限度額が133万円(所得57万円)でかなり低く、生活保護が受給できるくらいの低水準である。一部支給では、365万(所得230万円)である。尚、児童扶養手当の所得制限上限は、1985年に2段階になり、1988年には

大幅に切り下げられ就労による自立を促進した。また2002年には所得制限を強化し、一部支給の手当額も所得に応じて10円刻みにして給付削減を強行した。

給付削減の結果は、生活保護に影響している。年次推移をみると、児童扶養手当の2015年度の受給者は、40年前の1975年の約4倍(103万7724人)である。さらに児童扶養手当の全部支給の所得制限が2002年に強化されたため、児童扶養手当受給者のうち全部支給の割合が1985年から2002年には4分の3(84.55%から63.77%)に減っている。社会保障給付費に占める児童扶養手当額についても、1971年に0.12%であったが、1984年に0.7%に増加したが、2003年には、0.47%に低下している(厚生労働省2005)。つまり児童扶養手当支給総額は抑制された。

次に、母子家庭の生活保護受給が増えたかどうかを確かめる。児童扶養手当が2段階方式になった1985年の生活保護受給母子世帯数は、11万3979世帯で、1975年の1.6倍に急増している。また2002年の所得制限強化後の生活保護受給母子世帯は、2005年に9万531世帯で、1995年の5万2373世帯の1.7倍、1975年の1.3倍になっている(厚生統計協会、2016:112-114,206,282)。2015年の生活保護受給母子世帯は10万4343世帯で、1975年1.5倍になった(厚生労働省、2015)。このように、児童扶養手当の給付抑制を行ったが、生活保護を受給する母子世帯が増えているのである。これでは、児童扶養手当が目指す自立促進になっていないのではないか。

「生活保護受給世帯と児童扶養手当受給世帯は非常に似通った動きをこの20年間続けている」といわれており(厚生労働省、2005)、児童扶養手当受給世帯数は、生活保護受給世帯数に近く、生活保護受給母子世帯は、児童扶養手当も受給している。1世帯当たり児童扶養手当額は、1世帯当たり生活保護費の約5分の1であり、生活扶助費のおよそ半分である(厚生労働省、2005)。

前述したように、母子世帯1世帯当たりの平均

所得金額は270.3万円で、月額にすると約22.5万円である。この金額で親子が暮らしているが、これは母子世帯全体の平均額であり、児童扶養手当受給世帯は、さらに低い。全部支給では、収入ベースの限度額が133万円(所得57万円)である。母子世帯は、児童扶養手当以外に児童手当も受給できるが、総所得に占めるこれらの社会保障給付金は、かなり低い。また、母子世帯の8割以上が働いているが、十分な収入が得られていない(大塩, 2015a)。非正規雇用で働くシングルマザーも多く、彼女達の老後保障も十分ではない。

IV 女性の貧困の分析

(1) 統計調査等の分析からの結論

以上のように、全年齢層で女性は男性よりも収入が低く、相対的貧困率が高いことが確認できた。これは、婚姻状況や世帯構成にかかわらず、どのようなカテゴリーにも該当する。その中でも貧困が深刻なのは、母子家庭と高齢単身女性で、男性と生活を共にしない女性の貧困率が高く、中でも死別よりも離別女性に貧困のリスクが高い。しかし、夫婦世帯であっても女性は、自分の収入が少ない人、ない人が多いことが明らかになった。離別女性に貧困化するの、夫婦世帯である時期に、女性自身の収入が低いからである。

また、母子世帯を支援するための児童扶養手当の引き締めが、母子世帯の生活保護受給を増やしたことも確認できた。これは、児童扶養手当や生活保護の目指す自立を妨げる結果となっていると考えられる。また、母子家庭の母親の老後の貧困にも影響すると推定できる。貧困率の高い高齢単身女性の中には、母子家庭であった女性も含まれる。

(2) 女性の貧困化の理由

全年齢層で女性のほうが男性よりも貧困率が高い理由は、これまでの日本の社会文化的習慣から社会全体に性別役割分業観念が根強く、男性片働

き世帯が多く、男女平等が実現していないからであると考えられる。特に、男性片働き世帯の女性が、夫と離死別後に貧困化するの、多くの場合、結婚後、女性が家事・育児のために男性の被扶養配偶者になり、自身の収入が低く(またはなく)なるからである。そのために、母子家庭や単身高齢女性のように、男性と生計を共にしなくなった女性が貧困化しやすい。ただし、死別の場合は、妻自身が無収入であっても、夫にそれなりの収入があれば、母子家庭でも高齢単身女性でも離別ほど貧困率が高くない。それは、夫の残した資産を相続したり、遺族年金を受給できるからである(大塩, 1993)。

他方、妻自身に一定の収入がある場合は、離死別しても女性が貧困化しない。しかしながら、前述のように、女性は全年齢層で婚姻状況によらず、男性より相対的貧困率が高い。その理由の一つは、男女間賃金格差であるが、もう一つは、雇用形態にあると考えられる。

まず、女性が働いていても貧困率が高いのは、女性の賃金水準が低いからだと考えられる。勤続年数別にみると、勤続年数が4年までは、男女間格差がないが、5年以降に格差が広がっていく。50～54歳のピーク時では、女性の賃金は、男性の63.35%である。女性の賃金は、20～24歳を100とした場合、69歳までの間で最も高くなっても135.1である。それに対して、男性は203.6と2倍以上になる(厚生労働省2016b)。その結果、女性の稼得収入は男性よりかなり低くなり、生涯賃金も低く、年金額も低い。さらに、女性が大半を占める職業(保育士、看護師、介護職等)では、他の職種に比べて全般的に賃金水準が低い(大塩, 1991)。

次に、総務省統計局「平成28年労働力調査年報」によると、女性は、非正規雇用で働くことが多い。大学新卒年齢にあたる20～24歳の雇用者の雇用形態を比較しても、男性は非正規雇用率が39.5%だが、女性は44.3%と約5ポイント高い。25歳以降の年齢では、男性では非正規雇用率が

減るが、女性は、逆に増える。女性の勤続年数は男性よりも短く、子育て後に再就職した場合は、非正規が多くなり、収入が低くなる。これは前述の調査結果で確認済みである。

なぜこのようになるのかについては、男女の職業意識や家庭教育・社会通念等の影響があるものと考えられる。これまでの社会文化的習慣や肉体的な特性から、男性が出産して仕事をやめることは、想定されない。しかし、女性は自らのライフプランで結婚・出産で仕事をやめることを想定する人が多い（大塩, 2011）。これまでには「腰掛」「家事手伝い」「花嫁修業」という女性特有の過ごし方があった。

女性が、若い時期から結婚・出産後も正規雇用で勤続したとしても、家事や子育てのために残業や休日出勤ができず、昇進が遅かったり、役職につかなかつたりする。その結果、残業手当や超過勤務手当、役職手当等がつかない。既婚女性であれば、男性につく住宅手当・家族手当の諸手当がつかないことも多い。その結果、初任給は男女同等であっても、その後、格差が広がるのである（労働政策研究・研修機構, 2017: 181-185）。

(3) 現行制度の矛盾

前述の調査結果からもわかるように、夫の収入で暮らしていた女性の場合、夫と生計を共にしている間は、妻自身の収入が少なくても生活は維持できる。それどころか、妻が一定所得以下のほうが家計収入に恩恵がある仕組みになっている。妻が一定所得以下であれば、夫の税金が控除され、職場で扶養手当が上乘せされ、国民年金は第3号被保険者として無拠出で受給でき、夫亡き後も遺族厚生年金が受給できる。

現実的には、夫婦世帯でも男性片働き世帯の場合、妻がどの程度、自由に家計を支出できるかは各世帯により異なる。家族内分配が適切に行われていない世帯もあり、たいていの世帯で使用限度額には夫婦間格差がある（室住, 2006: 70-72）¹¹⁾。さらに夫が家計に収入を入れないということが離

婚理由にもなる（赤石, 2009）。しかし離婚すると、女性は貧困化するリスクが高い。夫が雇用労働者であれば、失業した場合に手当を受給できるが、主婦が主婦の座を失っても、社会保障の雇用保険は適用されない。離別時に夫の合意があれば財産分与等がされ、母子世帯では養育費を得ることもできるが、実際はあてにならない。

もともと社会保障は、「男が男のために作ったもので、女性が社会で負っている責任についての認識が足りない」とILOの報告書でも指摘されており、女性への配慮が欠けている（村上, 1984: 24）。税制や社会保障制度が、男性が妻子を扶養するという伝統的家族モデルにもとづいて制度設計されているので、その典型的家族におさまっている間はセイティネットが救ってくれる。が、その典型像からはみ出すと、こぼれ落ちてしまう（大塩, 2000b）。しかし、そのような社会保障・税制は、人々のライフスタイルにあっていない。むしろ、女性の生き方や人権をゆがめているのではないか。必ずしも女性が男性と結婚するとは限らず、生涯未婚率も増えている¹²⁾。非婚や事実婚もあり、離婚も増え、結婚は永久就職ではない。ひとり親世帯の中でも、未婚の母子世帯が増えている。ひとり親と未婚の子のみの世帯は、1970年に153万1000世帯だったが、2015年には362万4000世帯であり、45年間で2.4倍になっている。また今後増えると推計されている（厚生統計協会, 2016: 267-273）。

このような生活実態に社会保障が対応できず、貧困が再生産されている。離別母子世帯に対する児童扶養手当は改悪され、母子家庭の貧困を解決できないままである。また、女性のほうが長寿なので、中高年以降に一人暮らしになる確率が高く、その期間も長く、貧困リスクが高い。したがって、男性が妻子を扶養するという伝統的家族モデルによる家族単位の社会保障や税制の配偶者控除等は改変し、女性が経済的に自立できるよう個人単位にすべきである。同時に、女性個人も予防的に自己防衛をしなければならない。

V 課題と予防策

(1) 制度面

では、どのようにしたら女性の貧困を改善できるのであるか。前述の分析からいえることは、まず喫緊の課題は、児童扶養手当の所得制限上限を上げ、第2子以降の子への支給額を大幅に増額することである。日本で母子家庭の子どもの貧困が問題になっているのは、前述したように、児童扶養手当等の所得再分配政策が機能していないからである。

また、家族政策が未発達なので、少子化を招いている。少子高齢化の結果、財政問題から年金額の平均的水準が低下している。これらの現状から、家族政策を充実させて、社会保障の財源を増やせる方向を考えるべきである。つまり、女性が働き、社会保険料と税金を納められる社会環境を築くことが必要である（大塩、1996）。

特に、利用しやすく利用効果のある施策を実施することが必要である。「母子及び父子並びに寡婦福祉法」等でも、ひとり親世帯の就労支援等を行っているが、あまり効果が上がっていない（大塩、2015a）。日本の母子家庭の母親の8割以上がすでに働いているが、非正規雇用が多く、長時間働いても収入が低い。母子家庭の母親が家事・育児をしながら働き続けることは、相当厳しい。それは、母子家庭でなくとも同じで、夫婦世帯の妻が、出産後、仕事をやめ自分自身の収入を失うのは、働きながらの子育てが困難であるという理由もある。したがって、保育や育児支援策を全般的に充実させることが望まれる。

他方、子どもがいなくても、女性が正規雇用で勤続することは、現実的には、「言うは易し、行うは難し」である。会社の倒産や失業、心身の病気、家族の介護等で、女性が勤続することは難しい。たとえば、正規雇用で勤続することを目指していたが、結局、生活保護を受給して暮らすことになったという女性の実話もある（大和、2014）。

前述のように、正規雇用で働き続けてきた男性

の貧困率は少ない。配偶者と死別しても、男性は所得の高い人が多い。一方、女性が主婦の場合は、配偶者と離死別すると貧困化するリスクが高い。しかし、未婚・非婚女性は、正規雇用で勤続すれば、生計が維持できる程度の収入と年金が得られる可能性は高い。したがって、女性が正規雇用で働き続けられる社会を築くこと、または雇用労働者でなくても、起業や自由業等で収入を得て、経済的に自立できるようになることが求められる。

さらに、女性の勤続を実現するには、女性差別の撤廃、セクハラやマタハラ・モラハラの禁止、男女平等賃金、同一価値労働同一賃金の徹底、育児及び介護休業制度の徹底、職場の理解等が必要である。かつ、保育所と柔軟な育児支援サービス等、子どもができて勤続できる環境を社会全体に整備することが必要である。日本では、子どもをもちながら女性が働くことが難しく、その結果、少子化を招いている。しかし、海外に目を向けると、家族政策が充実している国は、出生率が回復している（大塩、2014；2015b）。

次に、税制の配偶者控除、配偶者特別控除の廃止が課題である。さらに、賃金の家族手当のうち配偶者分を廃止し、子どもの分は社会保障の児童手当に統合することが必要である。これによって、職場で家族手当がつかない中小零細企業に務める労働者の子どものためにも児童手当が増額されることになる。

さらに、現在、国民年金の第3号被保険者は無拠出で基礎年金が受給できるが、金額が低いので、主婦が離別した場合、それだけでは生活ができない。パートタイマーも週20時間以上勤務で賃金が月額8.8万円以上なら厚生年金に加入できるようになったとはいえ、財源面から考えても、国民年金の第3号被保険者問題の解決は大きな課題である（厚生労働省、2011）。

現在の日本の社会保障や税制は、女性が夫の被扶養配偶者として、一定所得以下の収入しかもたないことを奨励している。これは、労働者不足の

現在、労働力供給の足かせにもなり、社会保障の財源難の一因にもなっている。また憲法で定められた納税の義務を免除していることにもなり、社会人としての自覚と自信を喪失させる原因にもなる。主婦優遇制度は、経済面のみならず、精神的にも妻を夫に従属させ、女性の自立を妨げる。

(2) 意識改革

男性は外、女性は家の中で働くというような性別役割分業観念や慣習を改め、男女平等を実現することが以前からの日本の課題である。女性自身・男性自身や企業の上司・同僚、および社会全体の意識改革が必要である。マスメディアやTVドラマ、CM等、あらゆる放送で固定化した女性像や性別役割分業、典型的家族像を変えることが必要である。男性の育児休業の取得促進のために、男性の家事参加の奨励、および長時間労働の制限も必要である。

男女の身体的・生理的差異を認識し、偏見・差別等の社会・文化的バリアを除き、学校教育のみならず社会教育やマスメディアでも意識改革を行い、ユニバーサルな男女平等社会を築くことが課題である。特に、女性自身が、しっかりと将来を見据えたライフプランをたてることが重要である。また、社会保障を堅持し、さらにより良いものに発達させていくために、大学教育以前で社会保障の教育をすると共に、将来設計をさせる教育が有効であると考え（大塩、2011）。

男性は、妊娠・出産・授乳をすることがない。しかし、女性は、妊娠・出産・授乳（ここには、育児を入れていない。育児は男性でもできるからである）をする身体をもっていて、男性よりも体格・腕力面で弱小である。この身体的・生理的特性を変えることができないにもかかわらず、そのような女性の特性や役割に対する社会的認識が希薄で、逆に、そこにつけ込んだ女性差別・蔑視やセクハラ・マタハラ・モラハラがおきている。

国際比較すると、ジェンダー不平等指数（Gender Inequality Index：GII）の低い国では、

女性の貧困率も低い（労働政策研究・研修機構、2017：293、阿部、2011）。したがって、真に平等な社会を築くことが課題である。

VI おわりに

貧困の基準や尺度が異なり、経済動向に左右されるとはいえ、女性に関しては、「ほとんどすべての社会で、女性は不利を被っている。その結果、女性は男性よりも貧困に陥りやすくなっている」（ポール・スピッカー著、坪洋一監訳、2008：45）との言葉のとおりである。女性が男性よりも貧困なのは、空間軸だけでなく、過去から現在までの時間軸においても、古今東西の共通課題で、男女平等が切望される。社会は、変化している。にもかかわらず、社会的対応策や制度、人々の意識が時代の変化においついていない。上記の意識改革や制度改革については、すでに何年も前から唱えられていることである。配偶者控除の廃止については、国会でも審議されてきたが、実現が阻まれてきた。政治家は男性が多いことも関係していると考えられる（斎藤・山井、1994）。したがって、政治を変えることが必要である。女性が政治に関心を持ち、また男性は家族政策を理解し、政治の体質を変えられるようになることが、今後さらに求められる。

注

- 1) 寺久保光良（1988）『福祉が人を殺す時』あけび書房等の文献に詳しい。
- 2) 2010年からは、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」となり父子家庭にも拡大した。
- 3) NHKのTV番組でも「ETV特集：そして老夫婦は“餓死”した—頻発する餓死の背景を探る」1996年10月30日等が放映された。
- 4) 東京で高齢女性と息子の2人が餓死した事件は、世間に衝撃を与えた（公人の友社（1996）『池袋母子餓死日記覚書（全文）』公人の友社、は母が残した日記の記録である）。
- 5) クローズアップ現代「あしたが見えない～深刻化する“若年女性”の貧困～」NHKスペシャル

- 「調査報告 女性たちの貧困～“新たな連鎖”の衝撃～」(2014年4月)等。
- 6) 『朝日新聞 DIGITL』2011/12/9,
<http://www.asahi.com/special/08016/TKY201112080764html> (2017/4/4), 『日本経済新聞』2012/2/8「日本経済新聞」電子版,
 - 7) 可処分所得には、就労所得、財産所得、公的年金、その他の現金給付、仕送り等が含まれる。
<http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/soshiki/toukei/tp151218-01.html> (2017/4/8).
 - 8) 父子世帯や「祖父(母)と子ども」「18歳以上の姉姉と子ども」の世帯もごく少数含まれる。
 - 9) 離別女性も、2007年4月以降の離婚成立後は厚生年金の分割が行われるようになったが、この調査の時点では、そのような制度の適用はごく少数だと考えられ、また分割されたとしても、額は低い。さらに財産分与が行われることもある。
 - 10) 逆に、貧困率が低いのは、当然ながら、会社・団体等役員で、男性4.72%、女性7.37%である。
 - 11) 筆者による「かけいぼ診断」「LIVING」第1492～1802号、京都市ビング新聞社、2010～2017年分約310事例の分析でも同様の結果が確認できた。
 - 12) 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集(2017)」 「性別、50歳時の未婚割合(生涯未婚率)、有配偶割合、死別割合および離別割合:1920～2015年」によると、2015年時点での生涯未婚率(50歳までに一度も結婚したことがない人の割合)は、男性23.37%、女性14.06%である。
- 参考文献
- 阿部彩(2011)「【パネル討論1】貧困のジェンダー差」『季刊・社会保障研究』47(1).
- 赤石千衣子(2009)「日本の母子家庭の現状と現在の問題点—当事者団体の視点から」(内閣府「ゼロから考える少子化対策プロジェクトチーム第6回会合」資料5。http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/meeting/zero_pro/k_6/pdf/s5.pdf (2017/8/25).
- 岩永理恵(2015)「女性の貧困問題と地方自治体のとるべき施策(平成26年全国知事会自主調査研究委託事業)調査報告書」
- 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集(2017)」 「性別、50歳時の未婚割合(生涯未婚率)、有配偶割合、死別割合および離別割合:1920～2015年」http://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/Popular/P_Detail2017.asp?fname=T06-23.htm&title1=%87Y%81D%8C%8B%8D%A5%81E%97%A3%8D%A5%81E%94z%8B%F4%8A%D6%8CW%95%CA%90I%8C%FB&title2=%95%5C%82U%81%7C23+%90%AB%95%CA%2C50%8D%CE%8E%9E%82%CC%96%A2%8D%A5%8A%84%8D%87%81i%90%B6%8AU%96%A2%8D%A5%97%A6%81j%2C%97L%94z%8B%F4%8A%84%8D%87%2C%8E%80%95%CA%8A%84%8D%87%82%A8%82%E6%82%D1%97%A3%95%CA%8A%84%8D%87%81F1920%81%602015%94N (2017/8/16).
- 厚生労働省(2005)「第5回生活保護費及び児童扶養手当に関する関係者協議会資料」平成17年10月19日資料7「図表の解説」<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-yakai.html?tid=141296> (2017/8/18).
- 厚生労働省(2011)「第3号被保険者制度の見直しについて」『第3回社会保障審議会年金部会平成23年9月29日資料1』厚生労働省HP。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001q0wz-att/2r9852000001q11t.pdf> (2017/9/26).
- 厚生労働省(2015)「平成27年度被保護者調査 年次調査(個別調査)平成27年7月末現在 年度次2015年度」(2016年10月26日公表)
<https://www.e-stat.go.jp/SGL/estat/GL02020101.do?method=extendTclass&refTarget=toukeihyo&listFormat=hierarchy&statCode=00450312&tstatCode=&tclass1=&tclass2=&tclass3=&tclass4=&tclass5=> (2017/8/14).
- 厚生労働省(2016a)「平成28年 国民生活基礎調査の概況」<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa16/dl/03.pdf> (2017/8/16).
- 厚生労働省(2016b)「平成28年賃金構造基本統計調査結果の概況」<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z2016/index.html>. (2017/8/23).
- 厚生労働省(2017)「児童扶養手当受給者の状況」『平成27年度福祉行政報告例の概況』<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/gyousei/15/index.html> (2017/8/14).
- 厚生統計協会(2016)『国民の福祉と介護の動向・厚生 の指標 増刊・第63巻第10号』通巻992号.
- 村上清(1984)「21世紀への社会保障—ILOの報告

- 書』『週刊社会保障』No. 1297.
- 室住眞麻子 (2006)『日本の貧困一家計とジェンダーからの考察一』法律文化社.
- 内閣府男女共同参画局 (2008)「高齢男女の自立した生活に関する調査結果」内閣府 HP. <http://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/eikyuu/houkoku/pdf/kourei-tyousa.pdf#search=%27%E5%86%85%E9%96%A3%E5%BA%9C%E7%94%B7%E5%A5%B3%E5%85%B1%E5%90%8C%E5%8F%82%E7%94%BB%E5%B1%80%E3%80%81%E9%AB%98%E9%BD%A2%E7%94%B7%E5%A5%B3%E3%81%AE%E8%87%AA%E5%BE%8B%E3%81%97%E3%81%9F%E7%94%9F%E6%B4%BB%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E8%AA%BF%E6%9F%BB%E7%B5%90%E6%9E%9C%27> (2017/9/26).
- 内閣府男女共同参画局 (2010)「生活困難を抱える男女に関する検討会報告書—就業構造基本調査・国民生活基礎調査特別集計—」内閣府 HP. <http://www.gender.go.jp/research/kenkyu/konnan/pdf/seikatsukonnan.pdf> (2017/9/26).
- 内閣府・総務省・厚生労働省 (2015)「相対的貧困率等に関する調査結果について」<http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/soshiki/toukei/tp151218-01.html> (2017/4/8).
- NHK「女性の貧困」取材班 (2014)『女性たちの貧困“新たな連鎖”の衝撃』幻冬舎.
- 大塩まゆみ (1990a)「日本における高齢女性の貧困化」『同志社社会福祉学』第3号.
- 大塩まゆみ (1990b)「少子化による子供の“受難”—現在における児童養育の不安—」『同志社社会福祉学』第4号.
- 大塩まゆみ (1991)「女性の奉仕的ケアから社会的ケアへ—その1人の世話をする仕事の人手不足」『The Home Care』Vol. 5-4, 「女性の奉仕的ケアから社会的ケアへ—その2 看護福祉マンパワー確保のための制度改革」『The Home Care』Vol. 5-5, 「女性の奉仕的ケアから社会的ケアへ—その3 今必要な男性改革」『The Home Care』Vol. 5-6, 「女性の奉仕的ケアから社会的ケアへ—その4 家族を愛情の絆で結ぶ社会的ケアを」『The Home Care』Vol. 5-7, 菱和メディア
- カル総合研究所.
- 大塩まゆみ (1993)「女性の貧困化の原因と社会保障」『同志社大学大学院社会福祉学論集』第7号.
- 大塩まゆみ (1996)『家族手当の研究—児童手当から家族政策を展望する—』法律文化社.
- 大塩まゆみ (2000a)「Social Well-beingの視点からみた高齢期のジェンダー問題」『日本ジェンダー研究』第3号.
- 大塩まゆみ (2000b)「社会保障・社会福祉の家族観」『ジェンダー・エシックスと社会福祉』ミネルヴァ書房.
- 大塩まゆみ (2011)「『夢ある My Life Plan』設計の実験—より良く生きるための教育的試み—」『龍谷大学社会学部紀要』第39号.
- 大塩まゆみ (2014)「日本の家族扶養の社会化の課題—スウェーデンとの比較から—」『“ケア”労働の社会化に関する国際比較研究—ジェンダー公平な福祉国家の実現に向けて— (平成23～平成25年度科学研究費助成事業 学術研究助成基金助成金基盤研究 (C) 研究成果報告書)』(研究代表者:今井小の実).
- 大塩まゆみ (2015a)「母子家庭の母親の就労の現状と課題」埋橋孝文・大塩まゆみ・居神浩編著『子どもの貧困/不利/困難を考えるII』第4章, 「コラムライフプラン設計」他, ミネルヴァ書房.
- 大塩まゆみ (2015b)「スウェーデンの高齢者ケア」『家族ケアの社会化と男女平等思想』埋橋孝文編『社会福祉の国際比較』放送大学教育振興会.
- ポール・スピッカー著, 坏洋一監訳 (2008)『貧困の概念—理解と応答のために』生活書院.
- 労働政策研究・研修機構編・発行 (2017)『データブック国際労働比較 (2017年版)』.
- 斎藤弥生・山井和則 (1994)『スウェーデン発高齢社会と地方分権』ミネルヴァ書房.
- 鈴木大介 (2014)『最貧困女子』幻冬舎.
- 関千枝子 (1988)『この国は恐ろしい国:もう一つの老後』農山漁村文化協会.
- 橋本俊詔 (2008)『男女格差』東洋経済新報社.
- 総務省統計局 (2016)「平成28年労働力調査年報」<http://www.stat.go.jp/data/roudou/report/2016/index.htm> (2017/8/23).
- 大和彩 (2014)『失職女子—私がリストラされてから, 生活保護を受けるまで』WAVE出版.

Poverty among women: Current state and issues in Japan

Mayumi Ohshio

Faculty of Sociology, Ryukoku University

In this article, I clarify the present conditions of poverty among women in Japan, using, as material, various statistical investigations. In addition, I analyze the causes of women's poverty, and consider the issues and prevention.

Poverty among women has been continuous since before World War II. At present, the families of most divorced single mothers live below the poverty line, while poverty among elderly women is serious. However, even in a married household, the woman ranks below the man in income, and the poverty ratio is high. The poverty ratio of women is greater than that of men at all ages. The reason is rooted in the customary role division of labor between men and women. If a woman marries but does not work to share the household expenses with her husband, their income decreases. In addition, harsh environmental factors make it difficult to work while bringing up a child. Day care centers or nursery schools are in short supply; family policy is insufficient; and social security and the taxation system favor a male breadwinner household. In addition, the family allowance for divorced single mothers has been tightened, while the number of women receiving welfare has increased. Therefore, a future reform of both social security and the taxation system is necessary. Another problem is the need for a change of consciousness.

Key words: Woman, Poverty, income, social security, taxation system